

川崎市防災ラジオの無償貸与及び有償配布に関する要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 無償貸与（第 3 条～第 5 条）
- 第 3 章 有償配布（第 6 条～第 10 条）
- 第 4 章 雑則（第 11 条～第 15 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市民等に対し防災情報等を迅速に伝達するため、川崎市防災ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）を無償貸与又は有償配布することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）防災情報等 地震、台風、大雨その他の防災情報、武力攻撃事態等の緊急時における避難その他の災害緊急情報及び市長が必要と認める市が発信する情報をいう。
- （2）防災ラジオ かわさき市民放送株式会社が運営するかわさき FM の FM 放送（周波数 79.1 メガヘルツ）を受信することが可能であり、かつ、市及びかわさき FM から発信される緊急割込放送による自動起動機能を備えたラジオをいう。
- （3）無償貸与 川崎市財産条例（昭和 39 年川崎市条例第 9 号）第 10 条の規

定により、市が防災ラジオを無償で貸し付けることをいう。

- (4) 有償配布 川崎市財産条例第9条第1号の規定により、市が防災ラジオを譲渡することをいう。

第2章 無償貸与

(無償貸与の対象者等)

第3条 防災ラジオの無償貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する市内に住所を有する世帯又は個人及び市内に所在する組織等の代表者(以下、この章において「対象者」という。)とする。

- (1) 65歳以上の高齢者、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち身体障害者等級表による級別が1級から4級までのいずれかである者として記載されている者(ただし、肢体不自由4級を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者のうち知能指数が50以下と判定された者、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障害等級が1級又は2級である者として記載されている者のみで構成され、かつ、スマートフォンを持っていない世帯
- (2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育施設等
- (3) 児童福祉施設、障害者施設、高齢者施設等の社会福祉施設等
- (4) 自主防災組織、自治会、町内会等の住民組織
- (5) 市内の事業所
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 無償貸与に係る防災ラジオの台数は、1対象者につき1台とする。ただし、

市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(申込み及び決定)

第4条 無償貸与を希望する対象者は、川崎市防災ラジオ無償貸与申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査の上、無償貸与の可否を決定するものとする。

(返却)

第5条 無償貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、市外への移転、転出その他の理由により防災ラジオを必要としなくなったときは、速やかに川崎市防災ラジオ返却届出書（第2号様式）を市長に提出し、防災ラジオを返却するものとする。

2 市長は、被貸与者に対し、次のいずれかに該当するときは、防災ラジオを返却させることができるものとする。

(1) 第3条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により無償貸与されたとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

第3章 有償配布

(有償配布の対象者等)

第6条 防災ラジオの有償配布を受けることができる者は、市内に住所を有する者及び市内に事業所等を有する法人又は個人事業者とする。

2 有償配布に係る防災ラジオの台数は、1世帯又は1事業所（本店又は支店若しくは営業所等の単位ごととする。）につき1台とする。

3 有償配布は、予算の範囲内で行うものとする。

(申込み及び決定)

第7条 前条第1項に該当し、かつ、防災ラジオの有償配布を希望する者は、あらかじめ川崎市防災ラジオ有償配布申込書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査の上、有償配布の可否を決定するものとする。

（負担金）

第8条 有償配布に係る負担金（以下「負担金」という。）は、防災ラジオ1台につき3,000円とし、防災ラジオの受信状況を改善するための外部アンテナを併せて必要とする場合は、3,500円とする。

2 市長は、負担金の納付の確認後、速やかに防災ラジオを引き渡すものとする。

3 納付された負担金は、還付しないものとする。ただし、市長が過誤納その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（返却）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により有償配布された者があるときは、その者に既に配布した防災ラジオを返却させることができる。

（有償配布の取消し）

第10条 有償配布を受けた者（以下「被配布者」という。）は、有償配布の取消しを申し出ることにはできないものとする。

第4章 雑則

（目的外使用等の禁止）

第11条 被配布者及び被貸与者（以下「使用者」という。）は、防災ラジオを目的外に使用し、又は他に転売することはできないものとする。

（維持管理等）

第12条 使用者は、防災ラジオを自己の責任をもって管理するものとする。

2 防災ラジオの使用に係る電気料、電池の交換等に要する費用及び有償配布後又は無償貸与後における故障の原因が使用者の過失による場合の修理費用、その他防災ラジオの維持管理に要する一切の費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償責任)

第 13 条 市長は、防災ラジオの誤った使用により生じた事故等に対して、一切の責任を負わない。

(管理台帳)

第 14 条 市長は、防災ラジオの管理を適切に行うため、川崎市防災ラジオ管理台帳（第 4 号様式）を整備するものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 29 日から施行する。